

## 全国労働衛生週間

が実施されます。

8月は、通常では考えられないほどの大雨となり、その影響で各地に土砂崩壊などの被害が出ました。また、気温も上がらず、例年にはないほど過ごしやすい日が多かったのではないのでしょうか？さて、10月には「全国労働衛生週間」が展開され、その準備期間が9月となっています。

全国労働衛生週間は、昭和25年に実施されて以来、今年で72回目を迎えます。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上労働災害は、令和2年は全国で6,000人以上発生しており、職場での感染症の拡大防止のためには、事業場での「取組の5つのポイント」をはじめ、実態に即した感染症予防対策を徹底し継続することが必要です。

今年は、

### 「向き合おう！ ところとからだの 健康管理」

を全体スローガンとして、

### 「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」

を新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた副スローガンとして展開されます。

期間は、10月1日から10月7日までで、9月1日から9月30日までを準備期間としています。

準備期間中、以下の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ。

#### 過重労働による健康障害防止

- ・ 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進等仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ・ 労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- ・ 健康診断の実施、有所見者の業務内容等医師への情報提供、意見聴取及び事後措置の徹底



#### メンタルヘルス対策の推進

- ・ 「心の健康づくり計画」の策定
- ・ 4つのケアの推進
- ・ ストレスチェックの実施と結果の集団分析及び職場環境改善
- ・ メンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰支援までの総合的な取組の実施



# 化学物質による健康障害防止対策の推進

- ・ SDSに基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進
- ・ ラベル、SDSの内容やリスクアセスメントの結果についての労働者への教育の実施
- ・ 皮膚接触や眼への飛散による薬傷や皮膚からの吸収を防ぐための保護具等注意事項の確認
- ・ 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- ・ 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の推進

橋梁塗膜除去工事や石綿除去工事などを行う作業者に

## 剥離剤による中毒が多発しています！

～ ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を～

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物（ジクロロメタン、ベンジルアルコールなど）を吸い込み、意識不明、視覚障害等となる事案が多発しています。

法令で規制されていない物質でも、人体に有害なもの（中枢神経への毒性だけでなく、発がん性、生殖毒性を有するもの、化学火傷を生ずるものなど）もありますので、剥離剤を使用する場合は、以下の対策を講じるようにしましょう。

**① ラベル・SDSの入手・確認**

- 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認※  
※特に危険有害情報、取扱いおよび保管上の注意、ばく露防止および保護措置を確認
- SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- SDSを入手できない製品の使用は避ける

**② SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施**

- SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
- SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして適切な呼吸用保護具、保護眼鏡、不透水性の保護手袋・保護衣などを使用  
【注意】 防毒マスクを使用しているも、取込量が超過して中毒となっている事案が発生しています！
- 作業場所をビニールシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設置するなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施

# 石綿による健康障害防止対策の推進

- ・ 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底
- ・ 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者がばく露するおそれがある建築物等における石綿等の除去、封じ込め等の徹底
- ・ 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
- ・ 石綿含有部品を交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底

解体改修工事の受注者（解体改修工事実施者）の皆さま

## 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年（2006年）9月から輸入、製造、使用などが禁止（原則あり）されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

**工事開始前の石綿の有無の調査**

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し（事前調査）、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります（令和5年10月～）

**工事開始前の労働基準監督署への届出**

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります（令和3年4月～）
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム（スマホも可）で届け出ることが義務になります（令和4年4月～）

**吹付け石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制**

- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります（令和3年4月～）

**石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制**

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和3年4月～）
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、作業場の隔離が義務になります（令和2年10月～）
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります（令和2年10月～）

**写真等による作業の実施状況の記録**

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります（令和3年4月～）



働く人ひとり一人が健康で働き続けることができるようにするには、事業者が働く人の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、適切な健康管理を行うことが必要です。

そのためには、働く人に対して

- 「健康診断」を実施し、その結果に基づく
- 「事後措置」を行うことが重要です